

成年後見制度の見直しに向けた検討

法定後見制度の趣旨等

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度（本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある）



保護と支援



認知症、知的障害、精神障害などの理由で**判断能力の不十分な状態**となった本人

- 不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある
- 自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれがある

成年後見人等は、一定の範囲内で本人を**代理**し、本人が締結した契約を**取り消す**ことにより、本人を法律的に支援する

る

成年後見人等の役割

- 成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援する
- 具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払などを行う
- 食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではない
- 成年後見人等はその事務について、家庭裁判所の監督を受ける

第二期成年後見制度利用促進基本計画

- 平成28年 成年後見制度の利用の促進に関する法律（議員立法）成立
➡成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定、成年後見制度利用促進専門家会議における検討開始
令和3年12月 第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項（最終とりまとめ）
- 令和4年 **第二期成年後見制度利用促進基本計画**が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）



Ⅱの1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する国連障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

- (a)意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた検討

令和4年6月 **成年後見制度の在り方に関する研究会**で論点の整理等に関する議論を開始

- 委員：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体
- 関係省庁：法務省、厚生労働省、最高裁判所

令和6年2月 **成年後見制度の在り方に関する研究会（第22回会議）**において議論の結果をまとめた研究会報告書の取りまとめ

同月 法務大臣から**法制審議会**に対して成年後見制度の見直しについて諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

→法制審議会民法（成年後見等関係）部会設置

4月～ **法制審議会民法（成年後見等関係）部会**において調査審議

- 部長：山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
- 委員・幹事等：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体（認知症・知的障害・精神障害）、関係団体、家庭裁判所判事、厚生労働省、最高裁判所、金融庁ほか

法制審議会民法（成年後見等関係）部会

法定後見制度に対する主な指摘

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある**
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない**

法定後見制度に関する 主な検討テーマ

現状及び課題

検討

開始、終了等に関する ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない**

一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討

取消権、代理権に 関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある**

本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討

成年後見人等の交代に 関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない**

本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けられる仕組みを検討

その他の検討テーマ

- 法定後見の開始における本人の判断能力の程度の位置付け
- 法定後見制度の枠組み
- 成年後見人等の職務及び義務
- 成年後見人等の監督
- 成年後見人等の報酬の在り方
- 法定後見の開始の審判の申立権者
- 成年後見人等の選任
- 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）
- 制限行為能力者の相手方の催告権
- 意思表示の受領能力、成年被後見人と時効の完成猶予、成年被後見人の訴訟能力等
- 任意後見制度の見直し
- 成年後見制度に関する家事事件手続 等

第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間 令和4年度～令和8年度

法制審議会民法（成年後見等関係）部会の開催状況

令和6年4月から10月末までの間に合計9回の会議を開催

検討テーマに関する議論のほか、認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、施設運営者、国連障害者権利委員会元副委員長のヒアリングを実施

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）

法務省民事局

令和5年6月6日成立 同月14日公布

民事訴訟のデジタル化

令和4年5月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（民訴法等改正法）により、**民事訴訟の手続が、全面的にデジタル化**



- ① **インターネットを利用した申立て等**の実現
- ② 期日における**ウェブ会議等**の活用
- ③ **判決等の事件記録の電子化**

※民訴法等改正法の内容についてはこちらの法務省HPをご覧ください



民事関係手続の主なもの

- ・民事訴訟 最終的に判決により解決をする手続
- ・民事執行 財産を差し押さえて換価したり、財産等の引渡しを行う手続
- ・倒産手続 債務者の財産等を清算する破産手続など
- ・家事事件 家事審判事件（ex. 相続放棄の申述事件）、家事調停事件
- ・その他、非訟事件（ex. 株式の価格決定事件）など

上記の民訴法等改正法により
全面デジタル化

今回の改正法により
デジタル化



今回の改正法

民事訴訟以外の民事裁判手続も、デジタル化

① インターネットを利用した申立て等

- 申立書等のインターネットを利用した提出が一律に可能
- 裁判所からの送達をインターネットを利用して実施することも可能
- ※ 弁護士等の代理人はインターネットを利用した提出・受取りを義務化
- ※ 破産手続等の破産管財人等も同様に義務化

③ 事件記録の電子化

- 事件記録を原則として電子データ化
- ※ 家事事件の一部で提出された紙媒体のまま保管を許容
- 当事者等はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能
- ※ 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から自己の端末で閲覧可能とすること等を想定

② 期日におけるウェブ会議等の活用

- ウェブ会議等を利用して実施することができる期日の拡充
(ex. 民事執行手続の財産開示期日)
- 電話会議等を利用して実施することができる期日の要件緩和
(ex. 遠隔地要件の削除)

④ 判決の電子化対応（正本等の提出省略）

- ◇ 民事執行の手続では、例えば、強制執行の申立ての際に判決書等の正本等の提出が必要
- 裁判所が電子データで作成した電子判決書等については、事件を特定する情報を提供することで正本等の提出を省略可

○ このほか、民事執行手続で判決等と同様に債務名義となり得る公正証書（遺言を含む。）についても、デジタル化を行う

※現在：書面で作成、対面手続のみ → 改正後：電子データで作成、オンライン手続・ウェブ会議利用可

施行日

- 改正法の全面施行 公布後5年以内
- 公正証書に係る一連の手続のデジタル化 公布後2年6月以内
- ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等 民訴法等改正法の施行日（令和4年5月25日から4年以内）